

令和元年伯耆町
第5回定例会

条例等議案説明資料概要



令和元年 12 月

伯耆町 総務課

議案等説明資料

提出課：総務課

議案番号 73	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)が公布されたことに伴い、所要の改正を行うもの
2. 概要	<p>成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等を資格等から一律に排除する規定を削る。</p> <p>① 伯耆町職員の分限並びに懲戒の手續及び効果に関する条例 【第1条関係】 地方公務員法の改正に伴い、引用条項を改める。</p> <p>② 伯耆町職員の給与に関する条例 【第2条関係】 地方公務員法の改正に伴い、引用規定を整理する。</p> <p>③ 伯耆町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例 【第3条関係】 地方公務員法の改正に伴い、引用規定を整理する。</p> <p>④ 伯耆町職員等の旅費に関する条例 【第4条関係】 地方公務員法の改正に伴い、引用条項を改める。</p> <p>⑤ 伯耆町消防団条例 【第5条関係】 消防団員の欠格事項から「成年被後見人又は被保佐人」を削る。</p> <p>⑥ 伯耆町表彰条例 【第6条関係】 特別功労者の待遇廃止に係る欠格事項から「成年被後見人又は被保佐人」を削る。</p> <p>⑦ 伯耆町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 【第7条関係】 児童福祉法の改正に伴い、引用条項を改める。</p>
3. 施行期日 公布の日	

議案番号 74	伯耆町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの
2. 概要	法及び法施行令の改正に伴い、以下のとおりとする。 ① 被災などにより保証人を立てられない被災者が災害援護資金の貸付けを受けられるよう、貸付条件の一つである連帯保証人の必置義務を撤廃する。 ② 災害援護資金の償還方法として、月賦償還を加えることとする。 ③ 災害援護資金の貸付けに係る償還免除等の判断に必要な収入又は資産の報告の徴収を町ができること、災害等やむを得ない場合は償還金の支払を猶予することができることに伴い、該当する法及び法施行令の規定を引用することとする。
3. 施行期日 公布の日	

議案番号 75	伯耆町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める内閣府令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの
2. 概要	国の基準の改正に基づき規定を改める。 ① 条例の名称の改正 特定子ども・子育て支援施設等(認可外保育施設等)の規定を追加する必要が生じたため、条例の名称を「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例」に改める。 ② 食事の提供に要する費用の取扱いの変更 利用者負担を定めた規定に、徴収できる費用として副食食材費を規定。合わせて徴収免除の取扱いを規定 ③ 特定地域型保育事業者の連携施設の確保義務の緩和及び連携施設の確保を猶予する経過措置を5年間延長 ④ 特定子ども・子育て支援施設等(認可外保育施設等)に求める運営に関する基準の新設 ⑤ 法改正に伴う標記の変更や条項ずれに伴う改正、その他所要の規定の整備を行う。
3. 施行期日 公布の日	

議案番号 76	会計年度任用職員制度の導入に伴う鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置規約の変更に関する協議について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が導入され、当該審査会の事務補助職員の身分を会計年度任用職員に改めることに伴い、規約を改めるもの。 共同設置している附属機関の規約の変更は、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。(地方自治法第252条の7第3項)
2. 概要	審査会の事務補助職員の身分を、非常勤特別職から会計年度任用職員へ改める。
3. 施行期日	令和2年4月1日

議案番号 77	伯耆町固定資産評価審査委員会委員の選任について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	現固定資産評価審査委員会委員の任期満了（令和2年2月17日）による新委員の選任（現委員3名中、1名を引き続き選任し、2名を新たに選任する。）
2. 概要	<p>○ 固定資産評価審査委員会</p> <p>固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、固定資産評価審査委員会を設置する。</p> <p>固定資産評価審査委員</p> <p style="text-align: center;">ハンタニ ケンジ 橋谷 賢二</p> <p style="text-align: center;">エドワ リフミ 遠藤 範文</p> <p style="text-align: center;">タカ アツシ 田中 厚之</p> <p>○ 任期 令和2年2月18日から令和5年2月17日（3年）</p> <p>○ 根拠法令・条文 地方税法第423条 伯耆町固定資産評価審査委員会条例（条例第27号）</p>

議案番号 78	伯耆町教育委員会委員の任命について	
(提案理由及び概要)		
1. 理由	教育委員会委員 松岡 和代 氏の任期が令和2年2月17日で満了となるため、再任について議会の同意を求めるもの。	
2. 概要	教育委員会委員(再任:2期目)	
	氏名	任期
	松岡 和代	4年
3. 根拠法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項	

議案番号 79	伯耆町職員の給与に関する条例の一部改正について	
(提案理由及び概要)		
1. 理由	令和元年8月の人事院勧告等に準じて、本町の給与について所要の改正を行うもの	
2. 概要	○給料表の改定(平均0.1%の引き上げ)	
	○勤勉手当の支給率の引き上げ 再任用職員以外の職員 支給月数を0.05月分引き上げ(現行4.45月→改定後4.5月) 再任用職員 改定無し(2.35月)	
	(月)	
	現行	令和元年度
	期末 勤勉	期末 勤勉
職員 6月期	1.3 0.925	1.3 0.925
12月期	1.3 0.925	1.3 0.975
年計	4.45	4.5
再任用 6月期	0.725 0.45	改定無し
12月期	0.725 0.45	
年計	2.35	
	令和2年度	
	期末 勤勉	期末 勤勉
職員 6月期	1.3 0.95	1.3 0.95
12月期	1.3 0.95	1.3 0.95
年計	4.5	4.5
再任用 6月期	0.725 0.45	0.725 0.45
12月期	0.725 0.45	0.725 0.45
年計	2.35	2.35
	○住居手当の改定(令和2年4月1日施行)	
	・支給対象となる家賃額の下限を引き上げ(月額12,000円→月額16,000円)	
	・手当額の上限を引上げ(27,000円→28,000円)	
3. 施行期日	一部の規定を除いて公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。	

議案番号 80	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、令和2年4月1日から新たに会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、関係する条例について規定の整備を行うもの。
2. 概要	<p>会計年度任用職員制度の導入に伴い、以下の条例の規定を整備する。</p> <p>① 伯耆町職員定数条例 【第1条関係】 地方公務員法の改正に伴い、規定を整備する。</p> <p>② 公益的法人等への伯耆町職員の派遣等に関する条例 【第2条関係】 地方公務員法の改正に伴い、引用規定を整理する。</p> <p>③ 伯耆町職員の分限並びに懲戒の手續及び効果に関する条例 【第3条関係】 会計年度任用職員に関する規定を追加する。</p> <p>④ 伯耆町条件附採用職員及び臨時的任用職員の分限に関する条例 【第4条関係】 地方公務員法の改正に伴い、規定を整備する。</p> <p>⑤ 伯耆町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例 【第5条関係】 規定の整備を行う。</p> <p>⑥ 伯耆町職員の勤務時間、休暇等に関する条例 【第6条関係】 会計年度任用職員に関する規定に改める。</p> <p>⑦ 伯耆町職員の育児休業等に関する条例 【第7条関係】 会計年度任用職員に関する規定を追加する。</p> <p>⑧ 伯耆町職員の給与に関する条例 【第8条関係】 会計年度任用職員に関する規定を追加する。</p> <p>⑨ 伯耆町職員の特殊勤務手当に関する条例 【第9条関係】 会計年度任用職員に関する規定を追加する。</p> <p>⑩ 伯耆町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例 【第10条関係】 会計年度任用職員に関する規定を追加する。</p> <p>⑪ 伯耆町職員等の旅費に関する条例 【第11条関係】 会計年度任用職員について本条例の適用から除く。</p> <p>⑫ 伯耆町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 【第12条関係】 会計年度任用職員に関する規定を追加する。</p> <p>⑬ 伯耆町人事行政の運営等に関する状況の公表に関する条例 【第13条関係】 会計年度任用職員について、本条例の適用から除く。</p>
3. 施行期日	令和2年4月1日

議案番号 81	伯耆町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	<p>地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和2年4月1日から新たに会計年度任用職員制度が導入されることに併せて、会計年度任用職員の給与および費用弁償の額ならびにその支給方法に関し必要な事項を定めるもの。</p>
2. 概要	<p>(1) 地方公務員法第22条の2第1項第2号の職員(フルタイム会計年度職員)に係るもの</p> <p>① 給与の種類 給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び特殊勤務手当とする。</p> <p>② 給料 伯耆町職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)の行政職給料表(1級)に準じた給料表とする。</p> <p>③ 各手当 給与条例の各手当の規定を(1)の①に掲げる各手当について準用する。</p> <p>(2) 地方公務員法第22条の2第1項第1号の職員(パートタイム会計年度任用職員)に係るもの</p> <p>① 給与の種類 給与の種類は、報酬及び期末手当とする。</p> <p>② 報酬 月額、日額または時間額ごとに、それぞれ算定方法を定める。</p> <p>③ 時間外勤務、休日勤務などに係る報酬の支給およびその額の算定について定める。</p> <p>④ 通勤および公務のための旅行に係る費用弁償の支給およびその額について定める。</p> <p>(3) (1)の②及び(2)の②に該当しない会計年度任用職員の給料及び報酬に係るもの 行政補助員、社会教育補助員、外国語指導助手、スクールソーシャルワーカー及び早期支援コーディネーターの給料又は報酬について定める。</p>
3. 施行期日	令和2年4月1日

議案番号 82	伯耆町附属機関条例の制定について																																				
(提案理由及び概要)																																					
1. 理由	<p>地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和2年4月1日から新たに会計年度任用職員制度が導入されることに併せて、地方公務員法第3条第3項第2号の特別職非常勤職員を整理するために地方自治法第138条の4第3項に規定する「附属機関」に関し必要な事項を定める条例を制定する。</p> <p>(地方公務員法第3条第3項第2号の特別職非常勤職員) 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の構成員の職で臨時又は非常勤のもの</p>																																				
2. 概要	<p>附属機関として、次の機関を設置し、組織、委員及び附属機関の運営等に必要な事項を定める。その他附属機関の運営に関し必要な事項は、その他条例、規則等又は附属機関が別に定める。</p> <table border="1" data-bbox="344 801 1457 1615"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="344 801 1457 846">附属機関名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="344 846 900 891">伯耆町名誉町民選考審議会</td> <td data-bbox="900 846 1457 891">伯耆町子ども・子育て会議</td> </tr> <tr> <td data-bbox="344 891 900 936">表彰審議会</td> <td data-bbox="900 891 1457 936">伯耆町老人ホーム入所判定委員会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="344 936 900 981">鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会</td> <td data-bbox="900 936 1457 981">伯耆町廃棄物減量等推進審議会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="344 981 900 1025">伯耆町防災会議</td> <td data-bbox="900 981 1457 1025">伯耆町環境保全審査会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="344 1025 900 1070">国民保護協議会</td> <td data-bbox="900 1025 1457 1070">伯耆町地下水保全審議会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="344 1070 900 1115">伯耆町空家等対策協議会</td> <td data-bbox="900 1070 1457 1115">伯耆町水道事業審議会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="344 1115 900 1160">伯耆町男女共同参画審議会</td> <td data-bbox="900 1115 1457 1160">伯耆町本気で頑張る産業支援事業審査委員会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="344 1160 900 1205">改善センター運営委員会</td> <td data-bbox="900 1160 1457 1205">伯耆町農業振興審議会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="344 1205 900 1249">伯耆町交通安全対策会議</td> <td data-bbox="900 1205 1457 1249">学校運営協議会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="344 1249 900 1294">伯耆町有線テレビジョン放送番組審議会</td> <td data-bbox="900 1249 1457 1294">伯耆町いじめ問題調査委員会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="344 1294 900 1339">公の施設に係る指定管理者選定委員会</td> <td data-bbox="900 1294 1457 1339">公民館運営審議会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="344 1339 900 1384">総合計画審議会</td> <td data-bbox="900 1339 1457 1384">図書館協議会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="344 1384 900 1429">地方創生推進会議</td> <td data-bbox="900 1384 1457 1429">伯耆町スポーツ推進審議会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="344 1429 900 1473">固定資産評価審査委員会</td> <td data-bbox="900 1429 1457 1473">伯耆町文化財保護審議会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="344 1473 900 1518">伯耆町の国民健康保険事業の運営に関する協議会</td> <td data-bbox="900 1473 1457 1518">児童館運営審議会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="344 1518 900 1563">伯耆町予防接種等健康被害調査委員会</td> <td data-bbox="900 1518 1457 1563">伯耆町あらゆる差別をなくする審議会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="344 1563 900 1615">伯耆町民生委員推薦会</td> <td data-bbox="900 1563 1457 1615">隣保館運営審議会</td> </tr> </tbody> </table>	附属機関名		伯耆町名誉町民選考審議会	伯耆町子ども・子育て会議	表彰審議会	伯耆町老人ホーム入所判定委員会	鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会	伯耆町廃棄物減量等推進審議会	伯耆町防災会議	伯耆町環境保全審査会	国民保護協議会	伯耆町地下水保全審議会	伯耆町空家等対策協議会	伯耆町水道事業審議会	伯耆町男女共同参画審議会	伯耆町本気で頑張る産業支援事業審査委員会	改善センター運営委員会	伯耆町農業振興審議会	伯耆町交通安全対策会議	学校運営協議会	伯耆町有線テレビジョン放送番組審議会	伯耆町いじめ問題調査委員会	公の施設に係る指定管理者選定委員会	公民館運営審議会	総合計画審議会	図書館協議会	地方創生推進会議	伯耆町スポーツ推進審議会	固定資産評価審査委員会	伯耆町文化財保護審議会	伯耆町の国民健康保険事業の運営に関する協議会	児童館運営審議会	伯耆町予防接種等健康被害調査委員会	伯耆町あらゆる差別をなくする審議会	伯耆町民生委員推薦会	隣保館運営審議会
附属機関名																																					
伯耆町名誉町民選考審議会	伯耆町子ども・子育て会議																																				
表彰審議会	伯耆町老人ホーム入所判定委員会																																				
鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会	伯耆町廃棄物減量等推進審議会																																				
伯耆町防災会議	伯耆町環境保全審査会																																				
国民保護協議会	伯耆町地下水保全審議会																																				
伯耆町空家等対策協議会	伯耆町水道事業審議会																																				
伯耆町男女共同参画審議会	伯耆町本気で頑張る産業支援事業審査委員会																																				
改善センター運営委員会	伯耆町農業振興審議会																																				
伯耆町交通安全対策会議	学校運営協議会																																				
伯耆町有線テレビジョン放送番組審議会	伯耆町いじめ問題調査委員会																																				
公の施設に係る指定管理者選定委員会	公民館運営審議会																																				
総合計画審議会	図書館協議会																																				
地方創生推進会議	伯耆町スポーツ推進審議会																																				
固定資産評価審査委員会	伯耆町文化財保護審議会																																				
伯耆町の国民健康保険事業の運営に関する協議会	児童館運営審議会																																				
伯耆町予防接種等健康被害調査委員会	伯耆町あらゆる差別をなくする審議会																																				
伯耆町民生委員推薦会	隣保館運営審議会																																				
3. 施行期日	令和2年4月1日																																				

議案番号 83	伯耆町防災会議条例の一部改正について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	大雨による洪水や台風等による「風水害」について、その予防施策や応急対策を地域防災計画に規定しており、これらの地域に係る防災に関する重要事項を審議する防災会議と、水防協議会で水防に関し審議する内容が重複している。 このため、水防協議会を廃止し、防災会議に統合することで水害対策の一元化、防災会議の強化に努める。
2. 概要	伯耆町防災会議の所掌事務へ「伯耆町水防協議会」で諮る水防計画その他水防に関する重要な事項の調査及び審議を行うことを追加するため、所要の規定の整備を行う。 また、併せて伯耆町水防協議会条例を廃止する。
3. 施行期日	令和2年4月1日

議案番号 84	伯耆町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和2年4月1日から新たに会計年度任用職員制度が導入されることに併せて、特別職非常勤職員の報酬を整理する。併せて、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和25年法律第179号)の一部改正に伴い、選挙長等の報酬の上限額を引き上げる。
2. 概要	① 特別職非常勤職員の職として整理する職を追加すると伴に、会計年度任用職員に移行する職又は私人(業務委託、有償ボランティアなど)に区分される職を整理する。 ② 選挙長、投票管理者、開票管理者等の報酬の上限額を引き上げる。 ③ 保育所医師及び歯科医師の報酬額を毎年4月1日の児童数を基準として決定する。 ④ その他所要の規定の整備を行う。
3. 施行期日	令和2年4月1日

議案番号 85	伯耆町課設置条例の一部改正について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	平成17年10月から本庁舎の事務スペースの都合上、産業課を分庁舎へ移転していた。今般の本庁舎改修により、事務スペースの確保ができたことと、事務や人員の効率化を図ることから、産業課と商工観光課を統合し本庁舎設置とするもの。
2. 概要	課名は産業課とし、規則で農林室と商工観光室を設ける。
3. 施行期日	令和2年4月1日

議案番号 86	伯耆町職員定数条例の一部改正について						
(提案理由及び概要)							
1. 理由	伯耆町の職員数について、現状では条例定数と実人員に大きな開きがある。今般、今後の退職者数、再任用職員数、新規採用者を推計し条例定数の見直しを行うもの。						
2. 概要	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例定数</td> <td>148人</td> <td>166人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※現状は141人。 令和4年度に最大数148人を見込み、令和15年度142人まで推計している。</p>	項目	改正後	改正前	条例定数	148人	166人
項目	改正後	改正前					
条例定数	148人	166人					
3. 施行期日	令和2年4月1日						

議案番号
87

消費税法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

(提案理由及び概要)

1. 理由 消費税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。
2. 概要 消費税法等の一部改正により、消費税率が8%から10%に改正されたことに伴い、下記の各種使用料金等について消費税率改定相当分の改定を行う。
※今年度中の各種料金については、据置としている。

①し尿の収集及び運搬に係る手数料【改定後】

消費税を含む

処理の区分	手数料	備考
し尿の収集及び運搬	18リットルにつき223円	1単位に満たないものは1単位に切り上げる。

②道路占用料【改定後】

別表備考

1 占用料は、1月未満の占用に限り本表に定める額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、1円未満の端数を生じたときは、切り捨てるものとする。

③公共下水道使用料【改定後】

(一般家庭等)

(使用料(2箇月につき)、消費税含む)

区分	世帯割※基本使用料	世帯員割※追加使用料	備考
一般家庭	5,280円	1人につき 880円	一般家庭世帯の人数は、使用料算定月(偶数月)の1日現在とする

(事業所等)

(使用料(2箇月につき)、消費税含む)

区分	排除汚水量	基本使用料	超過使用料		備考
			超過水量	金額	
事業所、学校、飲食店等	30m ³ まで	5,280円	30m ³ を超える1m ³ 当たり	176円	事業所との併用住宅を含む

※地区公民館等の公共施設については、世帯割 440円/2箇月のみとなる。

※温泉汚水については、排除汚水量 71円/1m³ となる。

④農業集落排水施設使用料【改定後】

(一般家庭等)

(使用料(2箇月につき)、消費税含む)

区分	世帯割※基本使用料	世帯員割※追加使用料	備考
一般家庭	5,280円	1人につき 880円	一般家庭世帯の人数は、使用料算定月(偶数月)の1日現在とする

(事業所等)

(使用料(2箇月につき)、消費税含む)

区分	排除汚水量	基本使用料	超過使用料		備考
			超過水量	金額	
事業所、学校、飲食店等	30m ³ まで	5,280円	30m ³ を超える1m ³ 当たり	176円	事業所との併用住宅を含む

※地区公民館等の公共施設については、世帯割 440円/2箇月のみとなる。

⑤浄化槽使用料【改定後】

(一般家庭等)

(使用料(2箇月につき)、消費税含む)

区分	世帯割※基本使用料	世帯員割※追加使用料	備考
一般家庭	5人槽 3,960円	一般家庭	一般家庭世帯の人数は、使用料算定月(偶数月)の1日現在とする ※世帯割料金算定 基本料金 5,280円 減免額 5人槽 1,320円 7人槽 1,980円 10人槽 3,300円
その他用途施設	7人槽 3,300円	1人につき 880円	
	10人槽 1,980円 ※減免後の料金	その他用途施設 JIS処理対象人員算定基準表による人員1人につき 880円	

※地区公民館等の公共施設については、世帯割 440円/2箇月のみとなる。

⑥水道料金及び加入金【改定後】

使用料

消費税を含む

地区	用途	開栓時の水道料金(2箇月につき)			
		基本料金		超過料金	
		水量	(口径)金額	超過水量	金額
伯耆町上水道	一般用	16m3まで	(一mm) 1,760円 ※口径不問	16m3を超える1m3当たり	110円
	業務用	16m3まで	(13mm) 1,870円 (20mm) 2,046円 (25mm) 2,068円 (30mm) 2,222円 (40mm) 2,310円 (50mm) 4,026円 (75mm) 4,598円 (100mm) 5,434円		
丸山専用水道				1m3以上	55円

加入金

消費税を含む

区域	加入金						
	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm
伯耆町水道	110,000円	165,000円	220,000円	275,000円	330,000円	550,000円	町長が定める額

3. 施行期日 令和2年4月1日

4. 経過措置 施行日以前から継続している公共下水道使用・農業集落排水施設使用・水道給水で、施行日から令和2年4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定するものに係る各料金は、改正後の料金を適用する。

議案番号 88	伯耆町岸本保健福祉センター条例の一部改正について			
(提案理由及び概要)				
1. 理由	消費税法等の一部改正により、消費税率が8%から10%に引き上げられたことに伴い、伯耆町岸本保健福祉センター健康増進棟の使用料について改定する。			
2. 概要	使用料を次のとおり改める。 <ul style="list-style-type: none"> ・運営費に係る支払い消費税の増額相当分の改定 ・子育て支援の観点から、新たに3歳未満の使用料区分を設け、無料とする。 			
	使用区分		改正後	改正前
入浴及び温泉 プール利用	中学生以上	1回券	630円	620円
	小学生	1回券	320円	310円
	未就学児 ※	1回券	220円	210円
	3歳未満	1回券	無料	
	70歳以上の町民	1回券	320円	310円
	障がい者及び要介護者	1回券	320円	310円
	中学生以上	回数券 (12枚綴り)	6,300円	6,170円
入浴のみ利用	中学生以上	1回券	520円	510円
	小学生	1回券	320円	310円
	未就学児 ※	1回券	220円	210円
	3歳未満	1回券	無料	
	中学生以上	回数券 (12枚綴り)	5,200円	5,140円
温泉プールのみ利用	小学生以上	1回券	320円	310円
	未就学児 ※	1回券	220円	210円
	3歳未満	1回券	無料	
	小学生以上	回数券 (12枚綴り)	3,200円	3,090円
保健事業(健康教室等の利用)		1回券	320円	310円
※改正後の未就学児については3歳未満の者を除く。(3歳未満の区分の新設による)				
3. 施行期日	令和2年4月1日			

議案番号 89	伯耆町立写真美術館条例の一部改正について
<p>(提案理由及び概要)</p> <p>1. 理由 消費税法の一部改正により、令和元年10月から税率が8%から10%に改正されたことに伴い、支払い経費が増加することから、写真美術館観覧料の一部を改正するもの。 なお、改定は、青少年の写真芸術を振興する観点から、一般の観覧料のみとし、学生の観覧料については現行のままとする。</p> <p>2. 概要 普通観覧料を次のとおり改める。 一般個人 900円 ⇒ 1,000円 一般団体 800円 ⇒ 900円</p> <p>3. 施行期日 令和2年6月1日 ※ 令和2年第1回企画展(3月～5月開催)中の料金改定は行わず、第2回企画展(6月～開催)から料金改定を行うため。</p>	

議案番号 90	伯耆町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
<p>(提案理由及び概要)</p> <p>1. 理由 本町の下水道事業のうち、公共下水道事業、農業集落排水事業、小規模集合排水事業について、地方公営企業法の財務規定等を適用するため、本条例を定める。</p> <p>2. 概要 地方公営企業法第4条の規定により、下水道事業の設置及び経営の基本に関する事項を定め、関係条例について所要の改正等を行う。 ○伯耆町下水道事業の設置等に関する条例の制定 (現行の伯耆町公共下水道設置条例の廃止) ○伯耆町特別会計条例の一部改正 伯耆町公共下水道事業特別会計、伯耆町農業集落排水事業特別会計、伯耆町小規模集合排水事業特別会計の廃止 (地方公営企業法適用により、「伯耆町下水道事業会計」へ)</p> <p>3. 施行期日 令和2年4月1日</p>	